児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書

水戸市長 様

私は、児童手当法第21条第1項、第2項の規定に基づき、水戸市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、水戸市長から支給 を受ける児童手当から以下の費用の支払いに充てるものとします。

徴収(支払)費用	保育料等(保育所利用者負担金及び市立保育所・認定こども園の副食 費)のうち滞納となった額

記入日				年	月	日			
保護者(申出人)	住 所								
	フリガナ				フリガナ				
	父氏名				母氏名				
		父携帯							
	電話番号	母携帯							
		自宅等							
対象児童氏名	フリガナ						生年月	目	
	氏 名						年	月	日
	フリガナ						生年月	目	
	氏 名						年	月	日
	フリガナ						生年月日		
	氏 名						年	月	日

【記入上の注意】

- ・記入を誤っても修正液等は使用せず、訂正箇所に二重線を引いてください。
- ・ひとり親のときは、父母いずれか一方のみの記入で差し支えありません。
- ※1 この申出に基づき、児童手当の額から支払いに充てる場合においては、当該児童手当の支給日までに支給者あて別途通知いたします。
- ※2 1回の支給日で滞納額の全額を徴収できない場合は、次回以降の支給日でも引き続き徴収を行い、 滞納が無くなった時点で徴収は終了します。
- ※3 申出の撤回又は申出内容の変更をする場合は,児童手当の支給月の前月の20日までに手続きが必要となります。

記載例

児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書

水戸市長 様

私は、児童手当法第21条第1項、第2項の規定に基づき、水戸市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、水戸市長から支給 を受ける児童手当から以下の費用の支払いに充てるものとします。

		保育料等(保育所利用者負担金及び市立保育所・認定こども園の副食							
徴収(支払)費用	Ħ	費)のう	ち滞納となった額			してくれ	ださい。 童手当	, ひとり	ごちらも記入)親等の場合 3を記入して
記入日			令和6年	10月	1 目	ください 	(\°.		
	住 所	水戸	水戸市中央1丁目4番1号						
保護者(申出人)	フリガナ	ホイク	ホイク タロウ フリガナ ホイク ウメコ						
	父氏名	保育	太郎	母氏名	保育	梅子			
	電話番号	父携帯 090-1111-1111							
		母携帯 090-2222-2222							
		自宅等							
	フリガナ	ホイク	イチロウ	生年月日					
対象児童氏名	氏 名	保育	一郎		令和5	年	1月	1 目	
	フリガナ	ホイク	ハナコ	生年月日					
	氏 名	保育 花子 令和6年					1月	1 🗆	
	フリガナ			生年月日					
	氏 名	た(<u>童氏名</u> 【利用中・以前 滞納に係る児童のみ) 入してください。	:	年	月	日		
【記入上の注音】									

- ・記入を誤っても修正液等は使用せず,訂正箇所に二重線を引いてください。
- ・ひとり親のときは、父母いずれか一方のみの記入で差し支えありません。
- ※1 この申出に基づき、児童手当の額から支払いに充てる場合においては、当該児童手当の支給日までに支給者あて別途通知いたします。
- ※2 1回の支給日で滞納額の全額を徴収できない場合は、次回以降の支給日でも引き続き徴収を行い、 滞納が無くなった時点で徴収は終了します。
- ※3 申出の撤回又は申出内容の変更をする場合は,児童手当の支給月の前月の20日までに手続きが必要となります。